

I はじめに：学校法人聖路加国際大学ガバナンスに関する指針

学校法人聖路加国際大学（以下「当法人」という）は、キリスト教精神に基づき、社会の情勢に適応する医療・看護・保健福祉・公衆衛生にかかわる教育を授ける私立大学および医療施設、ならびにその他の教育研究施設の設置・運営を通じ、人類へ奉仕することを目的とする。

当法人は、この理念に基づき、聖路加国際大学および聖路加国際病院の適正な運営を図るため、法人運営のガバナンスの継続的な充実に取り組む。

1. 当法人のガバナンスに関する基本的な方針は次のとおりとする。

- (1) 法人理念に示されたキリスト教精神に基づく法人運営を行う。（＝キリスト教精神の尊重）
- (2) 私立学校法および医療法等、大学・病院の運営において規定される関連法令などを遵守し、適切な法人運営を行う。（＝コンプライアンス強化）
- (3) 日本私立大学連盟において規定されるガバナンス・コードに準拠したガバナンス体制とする。（＝ガバナンス・コードへの準拠）

2. 法人運営

- (1) 法人運営は、寄附行為ならびに関連諸規程に基づき、適切な運営を行うことにより、法人理念に掲げた社会的責任を果たす。
- (2) 聖路加国際大学および聖路加国際病院の運営は、法人のガバナンス方針に基づき、法人が管理運営を行う。
- (3) 透明・公正かつ迅速な意思決定を行うべく、理事会の適切かつ効率的な運営を行う。
- (4) 理事会は、当法人の運営に必要な知識や経験等を保有する理事で構成する。
- (5) 理事・監事・評議員は、法人理念に基づき、キリスト教信徒もしくはキリスト教の信仰、慣習及び職制を尊重する者を選任する。
- (6) 監事は、当法人の業務・財産の状況・理事の業務執行等の監査を行う者として、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任する。
- (7) 評議員会は、当法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴する役割を担うことから、そのために必要な知識や経験などを保有する評議員で構成する。

3. 大学運営

- (1) 大学運営は、キリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の領域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献することを目的とした、大学の理念に基づく運営を行う。
- (2) 大学運営は、当法人の理念および大学の理念に基づき、人材育成その他教育研究上の目標を設定するとともに、学則等の関連規程に基づく適切な運営を行う。
- (3) 本学は、自己点検・評価に基づき、公益財団法人大学基準協会による認証評価を通じた内部質保証の取り組みを継続するとともに、その結果を公表することにより、本学の理念に掲げた社会的責任を果たす。

4. 病院運営

- (1) 病院運営は、創設者トイスラーが定めた病院の理念ならびに、基本方針に基づく運営を行う。
- (2) 病院運営は、特定機能病院として医療法・医療法施行規則等の関連法令に基づき、適切な運営を行うことにより、病院理念に掲げた社会的責任を果たす。
- (3) 病院運営は、法人の理念および病院の理念に基づき、医療提供上の目標を設定するとともに、関連規程に基づく適切な運営を行う。
- (4) 病院運営は、Joint Commission International (JCI) において規定されるガバナンス評価基準に準拠した運営を行う。

2021年12月14日 理事会承認

2022年1月1日 制定

2023年2月24日 一部改定

2024年2月29日 一部改定